

物 物 物 物

荅北町公告第23号

下記の者は、令和8年度固定資産税納税通知書の送達を受けるべき住所及び居所が明らかでないので、地方税法第20条の2の規定により送達に代えて公告する。

公告された納税通知書は、地方税法第20条の2第3項により公示送達をした日から起算し7日を経過したときに書類の送達があったものとする。

なお、送達すべき納税通知書は、荅北町役場税務住民課に保管し、いつでも送達を受ける者に交付するものである。

令和8年6月10日

荅北町長 山崎 秀典



記

住所及び居所

納税義務者氏名

荅北町坂瀬川709番地

瀬形 岩市 他3名

荅北町都呂々4272番地

若松 ヨシノ

荅北町志岐130番地

若松 靖高

公 示 送 達 書

<p>文書番号</p>	<p>第23号</p>		<p>令和8年6月10日</p>
<p>下記の書類は、当町税務住民課に保管してありますので出頭のうえ受領してください。 地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。</p>			
<p>べき者の氏名 送達を受ける</p>	<p>住(居)所</p>	<p>苓北町坂瀬川709番地</p>	
<p>氏名</p>	<p>氏名</p>	<p>瀬形岩市・錦戸八造・錦戸熊義・石山由太</p>	<p>苓北町長 山崎 秀典</p>
<p>書類名 送達する</p>	<p>令和8年度固定資産税 納税通知書</p>		
<p>注意事項</p>	<p>上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により下記の日に書類の送達があったものとみなされます。</p> <p style="text-align: right;">令和8年6月17日</p>		

公 示 送 達 書

文書番号

第23号

令和8年6月10日

下記の書類は、当町税務住民課に保管してありますので出頭のうえ受領してください。
地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

若松 典 秀 崎 山 長 町 北 苓



べき者の氏名
送達を受ける

住(居)所
苓北町都呂々4272番地

氏名
若松 ヨシノ

書類名
送達する

令和8年度固定資産税 納税通知書

注意事項

上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により下記の日に書類の送達があったものとみなされます。

令和8年6月17日

公 示 送 達 書

文書番号	第23号	令和8年6月10日
<p>下記の書類は、当町税務住民課に保管してありますので出頭のうえ受領してください。 地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。</p>		
べき者の氏名 送達を受ける	住(居)所	苓北町志岐130番地
	氏名	若松靖高
書類名 送達する	令和8年度固定資産税 納税通知書	
注意事項	上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により下記の日に書類の送達があったものとみなされます。 令和8年6月17日	



苓北町長 山崎 秀典